

国立公文書館における専門職員の職務範囲と求められるスキル

◎公文書館法

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査検討を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究」(公文書館法)に従事する職員

歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるかを判断するため、歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的知識と経験を要求される。

※昭和63年6月1日内閣官房副長官の施行通達による。

⇒近年の公文書管理制度の確立等に伴い、専門職員の職務範囲や要求される知識や経験の幅も保存及び利用に係る各業務へと拡大

※国立公文書館における専門職員の例:

- 1 政治学、行政学、法学、歴史学(日本近現代史)、図書館情報学、アーカイブズ学、記録管理学等の分野で大学院修士課程を修了した者、又はこれと同等の知識・能力を有する者
- 2 概ね2年以上の実務経験がある者、情報管理・処理能力、調査分析能力に優れている者、外国語の能力に優れている者など

公文書館法

<調査研究>

記録の調査収集（調査、評価選別、収集）
歴史学、アーカイブズ学、政治学、行政学 等

<記録管理への関与>

○レコードスケジュール・廃棄協議、研修
歴史学、アーカイブズ学、政治学、行政学 等

<組織の管理と運営>

○制度・組織設計への関与、専門職育成
行政学、法学 等

公文書管理法

<保存>

○記録の整理と記述（分類、目録化、検索システム整備）
歴史学、アーカイブズ学、記録管理学、情報学 等

○保存環境の整備と修復（媒体選択、環境管理）
図書館学、アーカイブズ学、保存科学、情報学 等

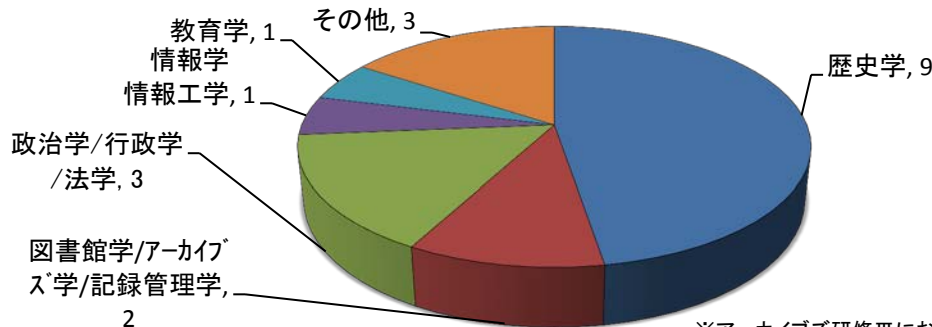
専門職員の職務範囲の拡大

<利用>

○利用提供、サービスの充実（レファレンス、教育普及、展示）
歴史学、アーカイブズ学、図書館学、博物館学 等
（ニーズの把握と付加価値の提供）

○利用制限の判断（基準の設定、審査）
歴史学、行政学、法学（「時の経過」を踏まえた判断と行政手続への知識）

【参考】国立公文書館における専門職員のバックグラウンド



多岐に及ぶ学問領域への知識を習得しつつ、実務経験を蓄積していく必要がある。

組織の特性に応じた
On-the-Job Trainingが原則

※アーカイブズ研修Ⅲにおける修了論文合格者（内閣府へ出向中の者を含む）